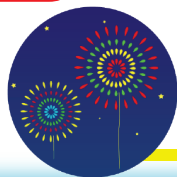


★セブテム20周年★
おめでとうございます

セブテムメンバーズの皆様へ！

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪



リリーフ通信



今年の4月から新たにできた制度

『結婚・出産・子育て資金の一括贈与』について

※H27. 4. 1 ~ 31. 3. 31迄

父母・祖父母から20歳以上50歳未満の子・孫へ『結婚・子育て資金のための金銭』などを贈与した場合、1000万円までは贈与税が非課税となる制度です。

贈与された金銭などを信託銀行などの金融機関に信託し、子・孫名義の専用口座を作り管理します。

注意点としては

☆結婚関連費用については上限300万円

☆受贈者（子・孫）が50歳になった時に残高があるとその全額に対して贈与税が掛かる

贈与は何回かに分けても合計1000万円までであればOKですが、贈与者の今後のライフプラン（今後の家計収支）を見据えた上での金額設定が重要です。

資金使途については引越し代や家賃・産後ケア費用・ベビーシッター代もOKですが、婚活費用や指輪代・新婚旅行費用などはNGですのでご注意ください。

賢くこのような制度を活用することで、子世帯の家計支援&相続税の節税が可能となります。

詳細は、(株)リリーフ迄お気軽にご相談ください。

(株)リリーフは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリーフ 資産税課内：相続とお金の相談室 担当：小栗

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラビビル4F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182

mail：simada4f@po.mirai.ne.jp

おかげさまで(株)リリーフは来年で10周年を迎えます

【相談依頼書】 FAX：052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】 ※可能な範囲で結構です

